



熊本県公報

第 1 2 3 2 0 号

平成 26 年 5 月 30 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 平成 2 6 年 6 月 県議会定例会の招集…………… (財政課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (") 14
- 種畜証明書書換交付…………… (畜産課) 21
- 保安林の指定の解除…………… (森林保全課) 21
- 保安林の指定の解除…………… (") 21
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 22
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 22
- 種畜証明書書換交付の通報…………… (畜産課) 22

公 告

- 土地改良区役員 の 退任…………… (農村計画課) 23
- 土地改良区役員 の 退任 及び 就任…………… (") 23
- 土地改良区定款変更認可…………… (") 24
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 24
- 換地処分…………… (農地整備課) 24
- 換地処分…………… (") 24
- 換地処分…………… (") 24
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 24
- 平成 2 5 年度情報公開条例の運用状況…………… (県政情報文書課) 25
- 平成 2 5 年度個人情報保護条例の運用状況…………… (") 28

登 載 依 頼

- 水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会の開催…………… (水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会) 34
- 熊本県警察運転免許証電子署名生成装置の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部運転免許課) 34
- 熊本県警察運転免許証電子署名生成装置の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 35
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (選挙管理委員会) 38
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 39
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 42
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 43
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 43
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表…………… (") 44
- 熊本県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則…………… (警察本部組織犯罪対策課) 44
- 道路交通法第 1 0 8 条の 4 第 1 項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者の告示改正…………… (警察本部運転免許試験課) 44
- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (") 45
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表…………… (有明海自動車航送船組合) 47
- 平成 2 5 年熊本県公安委員会告示第 7 号の一部改正…………… (警察本部少年課) 52
- 平成 2 6 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 3 号 (熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令) 中…………… (人事課) 52
- 平成 2 6 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 1 1 号 (熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令) 中…………… (") 52

○平成 26 年 4 月 25 日熊本県告示第 431 号（道路の区域変更）中……………（道路保全課） 52

告 示

熊本県告示第 552 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。

平成 26 年 5 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社介護サポートなでしこ	介護サポートなでしこ	菊池市龍門 367 番地	平成 26 年 5 月 20 日	居宅介護支援

熊本県告示第 553 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 26 年 5 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション	球磨郡錦町大字一武 1641 番地	平成 26 年 6 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 554 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 26 年 5 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション	球磨郡錦町大字一武 1641 番地	平成 26 年 6 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 555 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 26 年 5 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 5 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	菊池市泗水町亀尾字前田 2762 番地先から 菊池市泗水町亀尾字北畑 2739 番 1 地先まで	258.0	防交

2 供用を開始する期日 平成26年5月30日

熊本県告示第556号

平成26年6月12日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年5月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇土市下網田町字戸田 1733番地先から 宇土市下網田町字桑鶴 2251番地先まで	前	10.6 ～ 41.6	359.0	単道改 の計画 変更
			後	11.1 ～ 40.5		

2 区域を変更する期日 平成26年5月30日

熊本県告示第558号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 今村（382-1-005）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

2 山内川-1（382-1-006-1）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

3 山内川-2（382-1-006-2）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 山内川-3 (382-1-006-3)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 山内川-4 (382-1-006-4)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 山内川-5 (382-1-006-5)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 古閑 2 (382-1-007)
 (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 日向 2 (382-1-008)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 日向 3 (382-1-009)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町山内
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 傘ヶ 2 (382-1-010)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 小畑 (3 8 2 - 1 - 0 1 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 傘ヶ 1 (3 8 2 - 2 - 0 0 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 日向 1 (3 8 2 - 2 - 0 0 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 傘ヶ 3 (3 8 2 - 2 - 0 0 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 熊入 - 1 (2 0 8 - 1 - 0 1 5 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市熊入町
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 熊入 - 2 (2 0 8 - 1 - 0 1 5 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市熊入町

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 熊入-3 (208-1-015-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市熊入町
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 北町-1 (208-1-016-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市山鹿
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 北町-2 (208-1-016-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市山鹿
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 上市 (208-1-026)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市山鹿
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 竹の下1 (東村1) (208-2-035)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市下吉田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 内野 (208-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 内野1 (208-2-036)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 古閑1 (382-1-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 威1 (382-1-018)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町矢谷
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 年ノ春川(年の原川) (382-1-019)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 堀川 (382-1-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 年山 (382-1-023)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 番所 1 (382-2-011)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 威 2 (382-2-012)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 威 3 (382-2-013)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 威 4 (382-2-014)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 威 6 (382-2-016)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町矢谷
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 山ノ神 (382-2-017)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市菊鹿町上内田
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 宇曾川3 (382-2-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 年ノ春(年の原) (382-1-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 深瀬 (382-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 深瀬2 (382-1-006)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 山下 (382-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 今村 (382-1-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 古閑-1 (382-1-009-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
19 古閑 2（382-1-009-2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
20 下古閑（382-1-010）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
21 日向 2-1（382-1-011-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
22 日向 2-2（382-1-011-2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
23 傘ヶ 1（382-1-012-1）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
24 傘ヶ 2（382-1-012-2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 郷の原 (382-1-019)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 宇曾1 (382-1-027)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 古閑上3 (382-1-031)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 年ノ春1 (年の原1) (382-2-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 年ノ春2 (年の原2) (382-2-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 深瀬1 (382-2-008)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 1 宇曾2 (382-2-009)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 2 郷の原1 (382-2-014)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 3 古閑上1 (382-2-015)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 4 古閑上2 (382-2-016)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 日向1 (382-2-017)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 郷の原2 (382-2-042)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 37 洗切（382-2-043）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町長
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 38 日向3（382-2-061）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 39 年ノ春3（年の原3）（382-2-063）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 40 年ノ春4（年の原4）（382-2-064）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町上内田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 41 今村2（382-2-065）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 42 今村3-1（382-2-066-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 今村3-2 (382-2-066-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市菊鹿町山内
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 米野川1 (384-1-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 米野川2 (384-1-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 堂米野1 (384-1-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 岩倉川 (384-1-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 江田川4-1 (384-1-007-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 江田川 4-2 (384-1-007-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町霜野
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 米野川 (384-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 米野川 2 (米野川 3) - 1 (384-2-002-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 米野川 2 (米野川 3) - 2 (384-2-002-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 堂米野 1 (堂米野 2) (384-2-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 姫井 (384-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
 - 次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
 - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 江田川 1 (384-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - 山鹿市鹿央町霜野

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 江田川5 (384-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 大浦川1-1 (384-2-007-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷、大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 大浦川1-2 (384-2-007-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷、大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 冷水-1 (384-1-001-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 7 冷水-2 (384-1-001-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 8 冷水-3 (384-1-001-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 鷹取-1 (384-1-002-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 鷹取-2 (384-1-002-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 鷹取-3 (384-1-002-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 鷹取-4 (384-1-002-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 西屋敷-1 (384-1-008-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 24 西屋敷-2 (384-1-008-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 25 西屋敷-3 (384-1-008-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 26 谷-1 (384-1-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 27 谷-2 (384-1-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 谷-3 (384-1-011-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町大浦
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 中谷-1 (384-1-012-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 中谷-2 (384-1-012-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 1 中谷-3 (384-1-012-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 中谷-4 (384-1-012-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 小路 (384-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町霜野、仁王堂
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 余内-1 (384-1-015-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 余内-2 (384-1-015-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町梅木谷
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 井の末-1 (384-1-016-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 井の末-2 (384-1-016-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 山鹿市鹿央町合里
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 姫井 (3 8 4 - 1 - 0 1 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町合里
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 北屋敷 - 1 (3 8 4 - 1 - 0 1 8 - 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町広
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 北屋敷 - 2 (3 8 4 - 1 - 0 1 8 - 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町広
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 北屋敷 - 3 (3 8 4 - 1 - 0 1 8 - 3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町広
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 北屋敷 - 4 (3 8 4 - 1 - 0 1 8 - 4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町広
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 北屋敷 - 5 (3 8 4 - 1 - 0 1 8 - 5)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町広
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 上千田 (384-2-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 堂平1 (384-2-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市鹿央町千田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第561号

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
10270594346	種畜の名前の変更	豊泉 ET	平奥 ET1
	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄380 1 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町共栄37 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場

熊本県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 上天草市大矢野町登立字荒木ヶ浜10608番3から10608番5まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天草郡苓北町坂瀬川字小田原1643番2及び1643番3
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

熊本県告示第564号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人淳和会	シャトー天草デイサービスセンター	天草市今釜町8番58号	平成26年5月21日	通所介護

熊本県告示第565号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人淳和会	シャトー天草デイサービスセンター	天草市今釜町8番58号	平成26年5月21日	介護予防通所介護

熊本県告示第566号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項の規定により公示する。

平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
あじさい相談支援センター 菊池市旭志弁利82番地1 旭志石田医院内	株式会社菊英 菊池市大琳寺282番地7 井上 隆	地域移行支援、地域定着支援	平成26年6月1日

熊本県告示第567号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11345245347	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県球磨郡球磨村一勝地丁1512-1 有限会社錦江ファーム 譲葉牧場	鹿児島県南さつま市金峰町浦之名2074番地 南さつま家畜人工授精所

公 告

熊本県公告第 2 9 3 号

菊池郡大津町に事務所を置く大菊土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	宮 寄 榮 治	菊池郡菊陽町大字原水 2 5 7 5 番地

熊本県公告第 2 9 4 号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森 1 7 番地
理事	坂本 隆博	阿蘇郡西原村大字小森 2 4 5 0 番地
理事	高橋 啓	阿蘇郡西原村大字小森 1 2 0 1 番地
理事	荒木 一精	阿蘇郡西原村大字小森 1 2 3 1 番地
理事	東 一郎	阿蘇郡西原村大字小森 1 0 8 7 番地
理事	大塚 義守	阿蘇郡西原村大字小森 2 7 1 6 番地
理事	小城 順一	阿蘇郡西原村大字小森 7 8 6 番地
理事	大谷 義博	阿蘇郡西原村大字小森 7 5 3 番地 3
理事	藤本 勝矢	阿蘇郡西原村大字小森 6 1 6 番地 1
理事	須藤 啓治	阿蘇郡西原村大字小森 4 1 7 番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村大字小森 4 9 8 番地
理事	久保田 浩二	阿蘇郡西原村大字小森 3 4 1 6 番地
理事	内田 稔	阿蘇郡西原村大字布田 1 8 5 4 番地
監事	荒木 康雄	阿蘇郡西原村大字布田 1 0 3 5 番地 1
監事	山西 政信	阿蘇郡西原村大字小森 7 8 5 番地
監事	片山 勝潔	阿蘇郡西原村大字小森 4 9 番地
就任		
理事	坂本 隆博	阿蘇郡西原村大字小森 2 4 5 0 番地
理事	高橋 啓	阿蘇郡西原村大字小森 1 2 0 1 番地
理事	海東 博文	阿蘇郡西原村大字小森 1 2 2 9 番地
理事	大塚 義守	阿蘇郡西原村大字小森 2 7 1 6 番地 3
理事	藤田 精一	阿蘇郡西原村大字小森 1 0 4 8 番地
理事	中村 一男	阿蘇郡西原村大字小森 7 5 9 番地 1
理事	高橋 道雄	阿蘇郡西原村大字小森 2 7 9 6 番地 3
理事	藤本 勝矢	阿蘇郡西原村大字小森 6 1 6 番地 1
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村大字小森 1 7 番地
理事	久保田 敏和	阿蘇郡西原村大字小森 4 1 0 番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村大字小森 4 9 8 番地
理事	久保田 浩二	阿蘇郡西原村大字小森 3 4 1 6 番地
理事	内田 稔	阿蘇郡西原村大字布田 1 8 5 4 番地
監事	荒木 一精	阿蘇郡西原村大字小森 1 2 3 1 番地
監事	小城 順一	阿蘇郡西原村大字小森 7 8 6 番地
監事	田上 幸吉	阿蘇郡西原村大字小森 8 7 番地

熊本県公告第295号

球磨郡山江村に事務所を置く山江土地改良区理事長山本義隆から平成26年4月22日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年5月21日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字大摩原2000番89の一部及び同2000番1772の一部
830.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町13番36号
有限会社 グローバルコーポレーション

熊本県公告第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から赤水地区（赤水1換地区）の換地処分をした旨の届出があった。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から赤水地区（赤水2換地区）の換地処分をした旨の届出があった。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、阿蘇市長佐藤義興から赤水地区（赤水3換地区）の換地処分をした旨の届出があった。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第300号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ鏡店
八代市鏡町下村1157番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年12月20日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,653平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物南東側 58台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 18台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- 建物北東側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 建物北東側 8立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 3箇所 建物敷地南西側及び南東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 24時間
- 7 届出年月日
- 平成26年5月15日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局振興課
- 平成26年5月30日から平成26年9月30日まで

熊本県公告第301号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定により、平成25年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。
平成26年5月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 行政文書開示請求等に対する決定等の状況

（単位：件）

区 分	請求・申出に対する決定等件数	請求・申出に対する決定等の内容					
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
開示請求	641 (653)	383 (376)	146 (158)	11 (5)	25 (29)	76 (85)	0 (0)
開示申出	15 (12)	4 (3)	10 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)
合 計	656 (665)	387 (379)	156 (161)	11 (5)	25 (29)	77 (91)	0 (0)

* ()内の数字は、平成24年度の状況。

* 「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

2 行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	請求に対する決定等件数		請求に対する決定等の内容					申出に対する決定等の内容						
		全部開示	部分開示	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
知事公室		2	1				1								
総務部		30	6	17	1	1	1	5							
企画振興部		2			1			1							
健康福祉部		50	12	22	2	2	2	12							
環境生活部		39	9	13	3	6	8								
商工観光労働部		14	11	2			1								
農林水産部		44	26	9	4	4	5								
土木部		82	61	5	2	6	8								
出納局		2		1			1								
企業局		9	5				4								
地域振興局		299	242	45	1	2	9								
小計		573	373	114	9	23	54	0							
議会		1		1											
教育委員会		24	5	4	2	1	12								
選挙管理委員会		13	4	5			4							1	
人事委員会		2	1	1											
監査委員		0													
公安委員会		0													
警察本部長		28		21		1	6								
労働委員会		0													
収用委員会		0													
熊本県有明海区漁業調整委員会		0													
天草不知火海区漁業調整委員会		0													
内水面漁場管理委員会		0													
病院事業の管理者		0													
公立大学法人熊本県立大学		0													
熊本県住宅供給公社		0													
熊本県道路公社		0													
合計		641	383	146	11	25	76	0							

3 行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成 2 4 年度末 現在審理継続中 のもの	平成 2 5 年度中 の申立て	決 定				取下げ	平成 2 5 年度末 現在未決定のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
77 件 (3 人)	7 件	0	3	0	0	0	81 件 (4 人)

* () 内は不服申立人の人数

4 情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件 数	1, 179
	枚 数	44, 827
行政資料の有償頒布の状況	件 数	720
	冊 数	1, 175

5 審議会等の公開の状況

(1) 審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる 審議会等の総数	方 針 の 決 定 状 況			
	公 開	一部公開	非 公 開	未 決 定
159 (158)	74 (68)	33 (34)	44 (45)	8 (11)

(2) 会議の公開の状況

平成 2 5 年度に会議を開いた審議会等の数	1 2 6 (1 2 1)
延べ開催回数及びその公開の状況	5 2 8 回 (6 1 9 回)
公開	1 7 3 回
一部公開	1 8 回
非公開	3 3 6 回
現地審議等	1 回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数	1 5 4 人 (6 7 3 人)

* () 内の数字は、平成 2 4 年度の状況。

* 「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

熊本県公告第 3 0 2 号

熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 4 2 条の規定により、平成 2 5 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件 数
知 事	知事公室	18
	総務部	113
	企画振興部	46
	健康福祉部	438
	環境生活部	139
	商工観光労働部	86
	農林水産部	216
	土木部	144
	出納局	3
	企業局	11
	地域振興局	11
	小 計	1,225
	議会	
教育委員会		115
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		4
公安委員会		1
警察本部長		112
労働委員会		5
収用委員会		2
熊本県有明海区漁業調整委員会		2
天草不知火海区漁業調整委員会		2
内水面漁場管理委員会		2
病院事業の管理者		4
公立大学法人熊本県立大学		18
合 計		1,519

(注) 登録対象事務とは、条例第6条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの」をいう。

2 自己情報開示請求に対する決定等の状況

(単位:件)

請求に対する 決定等件数	請求に対する決定等の内容				
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
145 (91)	36 (30)	94 (59)	3 (0)	7 (1)	5 (1)

* ()内は平成24年度の状況を示す。

3 自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

(単位:件)

実施機関名	区分	開示請求 に対する決 定等	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知 事	知事公室	0					
	総務部	0					
	企画振興部	0					
	健康福祉部	5	4				1
	環境生活部	14	4	10			
	商工観光労働部	0					
	農林水産部	0					
	土木部	2		1	1		
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	2	2				
	小 計	23	10	11	1	0	1
議会		0					
教育委員会		14	8	6			
選挙管理委員会		0					
人事委員会		6	6				
監査委員		0					
公安委員会		0					
警察本部長		100	11	76	2	7	4
労働委員会		0					
収用委員会		0					
熊本県有明海区漁業調整委員会		0					
天草不知火海区漁業調整委員会		0					
内水面漁場管理委員会		0					
病院事業の管理者		2	1	1			
公立大学法人熊本県立大学		0					
合 計		145	36	94	3	7	5

4 自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

(単位:件)

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成24年度末現在審理継続中のもの	平成25年度中の申立て	決 定				取下げ	平成25年度末現在審理継続中のもの
		却 下	棄 却	一部認容	認 容		
0	2	0	2	0	0	0	0

5 口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対家者数 (受験者数)	備 考
職員選考考査	0	46	
任命権者面接試験	1	2	
熊本県福祉サービス第三者評価 評価調査者養成研修修了試験	1	18	
熊本県准看護師試験	21	583	
歯科技工士国家試験	6	31	
熊本県調理師試験	26	912	
熊本県製菓衛生師試験	0	54	
熊本県ふぐ処理師試験	8	50	
登録販売者試験	5	332	
毒物劇物取扱者試験	5	388	
熊本県クリーニング師試験	0	18	
狩猟免許試験	2	278	
熊本県ジュニアドリーム事業ボランティアリーダー選考会	0	20	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	13	
職業訓練指導員試験	2	17	
技能検定試験	3	3020	
採石業務管理者試験	1	43	
砂利採取業主任者試験	0	7	
高等技術訓練校訓練生入校選考	2	85	
熊本県立技術短期大学校一般入試	13	78	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	13	70	
熊本県職員採用候補者選考試験(技術職員)	0	9	
農業指導士認定試験	0	56	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	32	
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	0	10	
農業大学校入学者選抜試験	3	24	
熊本県臨時職員採用試験	0	399	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	3	80	

熊本県育休等代替臨時職員採用試験(心理判定員)※健康福祉政策課実施分	0	5
熊本県育休等代替臨時職員採用試験(免許資格職)	0	3
熊本県保健環境科学研究所臨時職員採用試験	0	9
熊本県非常勤職員採用試験	7	786
計	122	7,478

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	0	28	
計	0	28	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
熊本県職員選考考査	0	20	
非常勤職員採用試験	0	182	
計	0	202	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
職員採用試験(大学卒業程度)	461	1,203	
職員採用試験(免許資格職)	19	111	
職員採用試験(短大卒業程度)	3	53	
職員採用試験(高校卒業程度)	43	220	
職員採用試験(警察官A)	119	675	
職員採用試験(警察官B)	80	621	
職員採用試験(身体障がい者対象)	0	18	
計	725	2,901	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
熊本県警察職員選考採用試験	3	83	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	2	
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	0	104	
警備員検定	15	16	
改正警備業法(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査	1	1	
警備員指導教育責任者講習修了考査	57	63	
機械警備業務管理者講習修了考査	7	7	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	23	111	
教習指導員資格審査	0	97	
技能検定員資格審査	0	85	
停止処分者講習	16	3,278	
運転免許試験(原付免許試験、小型特殊免許試験以外)	5,725	48,373	

原付免許試験	160	309	
非常勤職員採用試験	0	190	
計	6,007	52,719	

病院事業の管理者

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
非常勤職員採用試験	1	18	
計	1	18	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数(受験者数)	備考
一般入試	71	1,367	
自己推薦型入試	2	190	
特別選抜	0	139	
大学院入試	11	46	
職員採用試験	5	45	
計	89	1,787	

総 計	6,944	65,133	
-----	-------	--------	--

(注)

・本表は、平成 25 年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成 26 年度にまたがったものも含む。ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の 5 月 1 日から 6 月 30 日までであるので、平成 24 年度中に実施した試験についての実績を計上している。

6 自己情報訂正請求に対する決定等の状況

0 件

7 自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

8 自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

0 件

9 自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

0 件

10 個人情報取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

(単位:件)

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)

* () 内は平成 2 4 年度の状況を示す。

登載依頼

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会公告第 1 号

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会を、次のとおり開催する。
平成 2 6 年 5 月 3 0 日

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会

- 1 開催日時
平成 2 6 年 6 月 4 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺公園 2 8 - 5 1
ホテル熊本テルサ 2 階 「りんどう・つばき」
- 3 検討内容
水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理等について
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、会議開始予定時刻の 3 0 分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課政策班
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 3

熊本県警察本部告示第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 3 7 2 号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察運転免許証電子署名生成装置の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し (2) の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年6月12日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日(閉庁日を除く。)までに行う。

熊運免公告第385号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。
平成26年5月30日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 貸貸借物品及び数量
熊本県警察運転免許証電子署名生成装置 一式
 - (2) 貸貸借物品に係る入札・契約担当部局
熊本県警察本部運転免許課 免許第二係
 - (3) 貸貸借物品の規格、品質等
熊本県警察運転免許証電子署名生成装置仕様書(以下「仕様書」という。)による。
 - (4) 貸貸借期間
平成27年2月1日から平成32年1月31日まで
 - (5) 納入期限
平成27年1月31日(土)
 - (6) 納入場所
熊本県警察本部運転免許課執務室(熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地)
※詳細については、別途指示
 - (7) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの金額とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 貸貸借に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)により入札資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)受付期間公告の日から平成26年6月12日(木)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 仕様書の内容を満たしていること。

(6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。

※ 役員等とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための事前承認

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2 (5) に定める条件を満たす者であることの承認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 機能等証明書 1 部（別添様式 1）

イ 納入機器一覧 2 部（別添様式 2）

(2) 提出方法
 (1) ア及びイに掲げる書類は、書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から平成 26 年 6 月 18 日（水）午後 5 時まで

(4) 提出先
 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

(5) 承認結果の通知
 承認結果の通知は、機能等証明書技術審査結果通知書（別添様式 3）により通知する。

4 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2 (2) から (6) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別添様式 4）

イ 機能等証明書技術審査結果通知書

ウ 役員等一覧（別添様式 5）

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア、イ及びウに掲げる書類を電子入札システムにより、1 つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付するイ及びウの書類の電子データの容量が 3 メガバイトを超える場合は、イ及びウの書類の目録をアに添付して電子入札システムにより提出し、イ及びウの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。

紙入札により入札する場合は、(1) ア、イ及びウに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成26年6月25日(水)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書(別添様式6)により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年6月25日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年7月11日(金)午後5時まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年7月10日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成26年7月11日(金)午前10時
- (イ) 場所 熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
熊本県警察本部運転免許課 免許第二係(熊本県運転免許センター2階)
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年7月10日(木)午後5時(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「入札案件名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札を入札者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否

- 要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して14日を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 6（3）に掲げる期限
- イ 提出場所 1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 問合せ
- (1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県警察本部運転免許課 免許第二係（熊本県運転免許センター2階）
電話番号 096-233-0110（内線361）
ファックス番号 096-233-2227
- (2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 9 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
A set of electronic signatures generating system of a driver's license for Kumamoto Prefectural Police.
- (2) Deadline for supply of items:
January, 31th, 2015
- (3) Date and place to submit bidding:
July, 11th, 2014, 10:00a. m.
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
Drivers license division
Drivers license 2nd section (Kumamoto Drivers license Center 2F)
2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.
869-1107 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
July, 10th, 2014, 5:00p. m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police Headquarters
Drivers license division
Drivers license 2nd section (Kumamoto Drivers license Center 2F)
2655, Karakawa, Kikuyo Town, Kikuchi Country, Kumamoto Prefecture.
869-1107 Japan
Tel. 096-233-0110

熊本県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党宇城市支部	米村 洋一	江崎 充奈子	熊本県宇城市小川町西海東36番地
その他の政治団体	明るい和水町をつくる会	福田 祐介	高木 昌彦	熊本県玉名郡和水町竈門155
その他の政治団体	荒川ともあき後援会	長口 隆	川口 誠二	熊本県葦北郡芦北町大字米田481
その他の政治団体	生山敬之後援会	生山 和之	寺田 ゆみ子	熊本県玉名郡和水町久井原 2105-45
その他の政治団体	岩村龍男後援会	坂本 幸則	伊藤 亮三	熊本県水俣市月浦54-136
その他の政治団体	大村さとる後援会	大村 悟	吉田 信子	熊本県宇城市松橋町両仲間195番地2
その他の政治団体	尾鷹一範後援会	松下 定久	西 四郎	熊本県球磨郡あさぎり町上北277-15
その他の政治団体	小山ひろし後援会	小山 裕士	小山 サカエ	熊本県天草市太田町21番地4
その他の政治団体	坂本みちひろ後援会	坂本 道博	坂本 一幸	熊本県菊池市七城町亀尾2441
その他の政治団体	猿渡美智子後援会	松岡 紀代子	鈿 捷次	熊本県菊池市泗水町吉富3215-70
その他の政治団体	しばたまこと後援会・天草新選組	柴田 誠	柴田 紀法	熊本県天草市亀場町亀川282-2
その他の政治団体	下田昇一郎後援会	下田 昇一郎	下田 智子	熊本県天草市小松原町9番10号
その他の政治団体	住みよい町づくりの会	古川 龍自	佐藤 優介	熊本県上益城郡益城町福富578-2
その他の政治団体	税理士による木原稔後援会	大塚 二郎	野口 紀代美	熊本県熊本市東区尾ノ上2-24-10
その他の政治団体	平なおき後援会	平 直樹	平 直樹	熊本県菊池市隈府1020-9
その他の政治団体	高本けいぎ後援会	高本 敬義	石田 加代	熊本県宇城市松橋町萩尾499-3
その他の政治団体	田上和俊後援会	坂本 常人	伊藤 亮三	熊本県水俣市月浦55-7
その他の政治団体	町民の未来を考える会	松村 勝徳	有働 徳行	熊本県玉名郡和水町岩尻869
その他の政治団体	中田雄士後援会	岡崎 誠男	吉永 栄治	熊本県宇土市北段原町249番地
その他の政治団体	中村五木後援会	沖崎 義明	村崎 末造	熊本県天草市牛深町1538-153
その他の政治団体	西村尚武後援会	岩崎 一男	西村 道雄	熊本県天草市久玉町1411-110
その他の政治団体	樋口正博後援会	樋口 正博	樋口 和代	熊本県菊池市隈府1124
その他の政治団体	日隈忍後援会	日隈 忍	日隈 尚子	熊本県熊本市東区新南5丁目 6番100号-203
その他の政治団体	福田としお後援会	村上 武文	福田 摂	熊本県玉名郡和水町久井原2339
その他の政治団体	福原秀治後援会	相澤 紘一	江藤 東彦	熊本県玉名郡和水町江田4348
その他の政治団体	ましきの未来を考える会	木原 雄治	濱田 雅之	熊本県上益城郡益城町大字木山429
その他の政治団体	益田政昭後援会	鶴田 修三	深川 昭徳	熊本県天草市牛深町76番
その他の政治団体	水上隆光後援会	水上 隆光	水上 寿雄	熊本県菊池市旭志弁利1306
その他の政治団体	安田公寛君を支援する同級生の会	松本 英二	小野川 洋	熊本県天草市東浜町6-9

熊本県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮 治

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
政党の支部	自由民主党熊本県宇土市第二支部	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市築籠町170	熊本県宇土市三拾町50
政党の支部	自由民主党熊本県エルピーガス支部	会計責任者の氏名	益田 裕樹	二神 嗣雄
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第十支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区沖新町829-2	熊本県熊本市西区沖新町4228番地
政党の支部	自由民主党熊本県支部連合会	会計責任者の氏名	早川 英明	前川 収
政党の支部	自由民主党熊本県第四選挙区支部	会計責任者の氏名	早川 英明	前川 収
政党の支部	自由民主党熊本県電気通信職域支部	会計責任者の氏名	黒塚 浩行	南 哲也
政党の支部	自由民主党相良村支部	会計責任者の氏名	西本 巳喜男	西本 己喜男
政党の支部	日本共産党天草地区委員会	主たる事務所の所在地	熊本県天草市八幡町12-20	熊本県天草市今釜町14-6
政党の支部	日本共産党熊本県委員会	代表者の氏名	日高 仲裁	久保山 啓介
政党の支部	日本共産党北部地区委員会	代表者の氏名	濱元 幸一郎	松岡 久
		会計責任者の氏名	東 奈津子	東 裕人
政党の支部	民主党熊本県総支部連合会	会計責任者の氏名	上田 芳裕	田辺 正信
政党の支部	民主党熊本県第3区総支部	主たる事務所の所在地	熊本県菊池郡菊陽町原水4652-139	熊本県菊池郡菊陽町津久礼2440
その他の政治団体	明るい和水町をつくる会	代表者の氏名	深浦 重勝	福田 祐介
その他の政治団体	内山慶治後援会	代表者の氏名	柘本 勲	赤坂 光夫
		会計責任者の氏名	中村 善孝	中竹 耕一郎
その他の政治団体	浦辺ともあき後援会	代表者の氏名	出村 三七男	出村 学
その他の政治団体	江口隆一後援会	代表者の氏名	坂口 俊一	緒方 圭治
その他の政治団体	おおくら裕一後援会	会計責任者の氏名	岡本 紀子	田中 広幸
その他の政治団体	岡部香月後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区四方寄町426-4	熊本県熊本市上通町3-19 ストリーム長安寺ビル プラスONE内
		会計責任者の氏名	松崎 武則	松崎 武則
その他の政治団体	かねせ哲治後援会	主たる事務所の所在地	熊本県上益城郡山都町鶴ヶ田2095番地	熊本県上益城郡山都町成君1221番地
その他の政治団体	かまたさとる後援会	代表者の氏名	古閑 謙二	金子 幸三
		代表者の氏名	森 謙藏	古閑 謙二
		会計責任者の氏名	吉崎 昭久	吉山 功一
その他の政治団体	熊本県LPガス政治連盟	会計責任者の氏名	益田 裕樹	二神 嗣雄
その他の政治団体	熊本県果樹政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区小山町1846番地	熊本県熊本市小山町1846
		会計責任者の氏名	西山 恵一	山元 三幸
その他の政治団体	熊本県税理士政治連盟	代表者の氏名	木村 淳子	中島 智喜
その他の政治団体	熊本県畜産政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区桜木6丁目3-54	熊本県熊本市桜木6-3-54
その他の政治団体	熊本県電工政治連盟	会計責任者の氏名	永野 廣勝	畠中 信輝
その他の政治団体	熊本県民社協会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区上高橋2-8-16	熊本県熊本市中央区神水2-9-5 北野ビル402号
その他の政治団体	熊本県理学療法士連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区春日2丁目1-15 熊本駅前看護リハビリ テーション学院内	熊本県熊本市八反田3丁目20の2
その他の政治団体	熊本政策懇話会	会計責任者の氏名	田川 雅敏	西宮 公

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	幸福実現党芦北水俣後援会	主たる事務所の所在地	熊本県葦北郡津奈木町 福浜4571-2	熊本県水俣市 古城2丁目5-37
		代表者の氏名	福山 耕二	田添 年春
		会計責任者の氏名	田原 千代子	守田 隆志
その他の政治団体	幸福実現党熊本県本部	代表者の氏名	川田 純一	弓削 和人
その他の政治団体	幸福実現党熊本西後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 野田3丁目3-56	熊本県熊本市野田 3-3-56
その他の政治団体	坂田孝志後援会	代表者の氏名	松永 久彦	福岡 達朗
その他の政治団体	新生八代の会	代表者の氏名	淪 義輝	岡 秀記
		会計責任者の氏名	中山 英朗	瀧川 和憲
その他の政治団体	新政友志会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市千丁町 太牟田1300-3	熊本県八代郡千丁町 大字太牟田1300-3
その他の政治団体	鈴木田幸一後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市鏡町 宝出739-2	熊本県八代市鏡町 芝口730-2
		代表者の氏名	黒田 政勝	深川 渡
その他の政治団体	政治連盟熊本県防衛を支える会	代表者の氏名	川口 英徳	庄島 久信
その他の政治団体	清風会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 南高江1丁目4-130	熊本県熊本市 南高江1-4-130
その他の政治団体	全国小売酒販政治連盟熊本県支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 城東町5-3	熊本県熊本市 城東町5-3
		会計責任者の氏名	伊藤 民雄	加登住 建一
その他の政治団体	全国商工政治連盟富合町支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 富合町清藤9-2	熊本県下益城郡富合町 清藤9-2
その他の政治団体	たかす泰廣(泰和会)後援会	代表者の氏名	坂本 正則	荒木 幸夫
その他の政治団体	高村四郎後援会	代表者の氏名	仲山 哲雄	武澤 諫
その他の政治団体	竹崎一成後援会	代表者の氏名	水口 宣之	米倉 栄次
その他の政治団体	ただくま啓二後援会	会計責任者の氏名	久保田 廣己	久保田 廣己
その他の政治団体	田辺正信後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 南高江1丁目4-130	熊本県熊本市南高江 1-4-130
その他の政治団体	鶴戸継啓後援会	代表者の氏名	小谷 和徳	小林 亀美男
その他の政治団体	成松ゆきお後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市上野町 1948-1	熊本県八代市 田中西町10-9-2
その他の政治団体	日本司法書士政治連盟熊本会	会計責任者の氏名	西塔 祐一郎	中嶋 亜志火
その他の政治団体	日本弁護士政治連盟熊本県支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区 京町1丁目13番11号 熊本県弁護士会館内	熊本県熊本市京町 1丁目13番11号 熊本県弁護士会館内
その他の政治団体	日本業業政治連盟熊本県支部	会計責任者の氏名	渡辺 猛	相馬 秀幸
その他の政治団体	橋永芳政後援会	会計責任者の氏名	池田 美紀	橋永 トヨ子
その他の政治団体	濱田大造後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	法第十九条の七第一項 第二号に係る国会議員 関係政治団体
		公職の候補者の氏名 及び公職の種類		濱田 大造、衆議院議員
その他の政治団体	百星会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区 南高江1丁目4-130	熊本県熊本市南高江 1丁目4-130

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	福永たかみち後援会	代表者の氏名	齊藤 正幸	中川 興一
		会計責任者の氏名	福永 生一	池上 公敏
その他の政治団体	藤本かずおみ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代郡氷川町 高塚935番地	熊本県八代郡氷川町 島地754番地1
		会計責任者の氏名	蔵原 邦昭	岩村 昭二
その他の政治団体	豊後力〔豊翔会〕	代表者の氏名	山崎 和彦	有働 靖之
その他の政治団体	本田良一後援会「熊政会」	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区 花園7丁目12-16	熊本県熊本市花園 7-12-16
その他の政治団体	前川しょう子後援会	代表者の氏名	本島 正敏	吉田 迪也
その他の政治団体	松岡とおる後援会	会計責任者の氏名	西川 悦子	高畠 茂穂
その他の政治団体	水俣の元気をつくる会	主たる事務所の所在地	熊本県水俣市昭和町 2-4-8	熊本県水俣市浜町 3-7-25
		代表者の氏名	坂本 ミサ子	田村 耕紀
		会計責任者の氏名	中村 次則	塩崎 乃婦子
その他の政治団体	元松茂樹後援会	主たる事務所の所在地	熊本県宇土市南段原町 188-22	熊本県宇土市築籠町 141-1 セントレージ蝦久館1F
その他の政治団体	安田きみひろ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県天草市亀場町 亀川12-5	熊本県天草市本町 本796番地5
		代表者の氏名	松原 正岳	松原 正樹
		会計責任者の氏名	久保 満明	野島 悦生
その他の政治団体	山本秀久後援会	主たる事務所の所在地	熊本県芦北郡芦北町 湯浦1505-1 石蔭の里内	熊本県葦北郡芦北町 芦北2331-2
		代表者の氏名	分部 伯雄	松本 脩
		会計責任者の氏名	徳尾 一眞	山崎 誠

熊本県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党宇城市支部	守田 憲史	平江 和代	熊本県宇城市小川町江頭38番地5
政党の支部	自由民主党熊本県漁連支部	松本 忠明	白石 治朗	熊本県熊本市西区田崎2丁目5番31号
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第二十三支部	落水 清弘	平田 信幸	熊本県熊本市西区春日7丁目15-50 601号
その他の政治団体	青木壽後援会	青木 壽	永松 哲雅	熊本県玉名市立願寺28-6
その他の政治団体	有馬純夫後援会	有馬 純夫	多田 隼 郁夫	熊本県熊本市北区池田3丁目6-37
その他の政治団体	岩田拓侍後援会	岩崎 盛光	中村 愛	熊本県球磨郡相良村柳瀬1034番地180
その他の政治団体	上田敦吉後援会	本山 一男	井上 康幸	熊本県玉名郡南関町大字関下1913
その他の政治団体	江浦政巳後援会	川崎 良秋	上小手 文隆	熊本県天草市下浦町79-5
その他の政治団体	大住清昭後援会	園田 亮二	丸山 朝晴	熊本県合志市御代志1666-35
その他の政治団体	大住清昭地方自治研究会	大住 清昭	丸山 朝晴	熊本県合志市御代志1666-35
その他の政治団体	尾方幸治後援会	平川 知福	岩瀬 勝行	熊本県球磨郡錦町西813番地の1
その他の政治団体	かくえみこ後援会	門田 桂子	加来 ハマエ	熊本県荒尾市原万田169-5
その他の政治団体	かねせ哲治後援会	歌野 正則	高橋 信博	熊本県上益城郡山都町鶴ヶ田2095番地
その他の政治団体	北田あきら後援会	久川 寛實	泉田 洋祐	熊本県菊池市泗水町吉富2244-2
その他の政治団体	くどう秀一後援会	川上 富敏	村上 吉広	熊本県上益城郡山都町浜町239番地3
その他の政治団体	工藤文範後援会	藤原 築	山口 利光	熊本県上益城郡山都町上差尾295
その他の政治団体	熊本維新の会	野田 勇義	上田 巖	熊本県合志市幾久富1356
その他の政治団体	倉重つよし後援会	倉重 剛	城戸 克二	熊本県熊本市新屋敷1-12-3
その他の政治団体	さわやか市民の会	小早川 宗弘	小早川 かほり	熊本県八代市大村町356番地
その他の政治団体	社会党原田順一後援会	原田 順一	塚本 ミスエ	熊本県玉名郡長洲町長洲670
その他の政治団体	高田幸夫とまちづくりをすすめる会	高田 幸夫	中野 勉	熊本県宇城市松橋町豊福1015
その他の政治団体	町民の未来を考える会	松村 勝徳	有働 徳行	熊本県玉名郡和水町岩尻869
その他の政治団体	飛石順子後援会	飛石 順子	林田 茂	熊本県八代市古閑中町1366-6
その他の政治団体	西村ひであき後援会	西村 英昭	西村 明美	熊本県八代市上片町1561-1-207
その他の政治団体	西村ひであきと明日の八代を創る会	西村 英昭	西村 明美	熊本県八代市上片町1561-1-207
その他の政治団体	日本共産党東裕人後援会	宮村 裕盛	田中 芳幸	熊本県菊池市片角245-4
その他の政治団体	ぬるゆたけよと市政を考える女性の会	上田 京子	福田 京子	熊本県菊池市隈府903
その他の政治団体	樋口正博後援会	樋口 正博	高宗 政禎	熊本県菊池市隈府1124
その他の政治団体	平田晶子後援会	丸山 直一	早稲田 富士男	熊本県上天草市大矢野町中5725番地1
その他の政治団体	福島かずとし後援会	松永 学	福島 久美子	熊本県八代市黄金町11-2
その他の政治団体	三池けんじ後援会	山下 力也	工藤 康伸	熊本県菊池市泗水町永2669番地26
その他の政治団体	宮本勝彬後援会	坂本 ミサ子	塩崎 乃婦子	熊本県水俣市丸島町3-3-20
その他の政治団体	山内康功後援会	山内 康功	山内 幸子	熊本県水俣市幸町6-34
その他の政治団体	吉田正後援会	吉田 正	山村 敏雄	熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1245-1
その他の政治団体	吉永すなお後援会	吉永 直	吉永 直嘉	熊本県上天草市大矢野町上700-7

熊本県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
高本 敬義	宇城市議会議員	高本けいぎ後援会	熊本県宇城市松橋町萩尾499-3	高本 敬義

熊本県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
坂田 孝志	新政友志会	公職の種類	熊本県議会議員	市長

熊本県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成26年5月30日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

資金管理団体指定取消届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
有馬 純夫	市議会議員	有馬純夫後援会	熊本県熊本市北区池田3丁目6の37	有馬 純夫
大住 清昭	市長	大住清昭地方自治研究会	熊本県合志市御代志1665-35	大住 清昭
倉重 剛	県議会議員	倉重つよし後援会	熊本県熊本市中央区新屋敷1-12-3	倉重 剛
高田 幸夫	市議会議員	高田幸夫とまちづくりをすすめる会	熊本県宇城市松橋町豊福1015	高田 幸夫
飛石 順子	市議会議員	飛石順子後援会	熊本県八代市古閑中町1366-6	飛石 順子
山内 康功	市長	山内康功後援会	熊本県水俣市幸町6-34	山内 康功

熊本県公安委員会規則第7号

熊本県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県暴力団排除条例施行規則（平成23年熊本県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号及び別記様式第15号中「□ 第19条第2項違反（ 同

上 ）」を 「□ 第19条第2項違反（ 同 上
□ 第19条第3項違反（ 同 上

）
に改める。

）」

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

熊本県公安委員会告示第59号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号の講習をいう。以下同じ。）の対象者を次のとおり定め、平成26年6月1日から施行する。

なお、平成25年4月5日熊本県公安委員会告示第6号（道路交通法第108条の4第1項の規定により指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者）は、平成26年6月1日をもって廃止する。

平成26年5月30日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

指定講習機関に行わせる取消処分者講習の対象者は、取消処分者講習の対象者のうち、次のいずれにも該当する免許の取消処分等（免許の拒否若しくは取消し又は6月を超えた期間の自動車等の運転の禁止の処分をいう。以下同じ。）を受けた者（免許が失効したため又は法第107条の2の国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する者でなくなったため、当該免許の取消処分等を受けなかった者を含む。）とする。

- (1) 都道府県公安委員会が法第90条第9項若しくは第10項若しくは法第103条第7項若しくは第8項の規定により指定した免許を受けられない期間又は法第107条の5第1項若しくは第2項の規定により定めた自動車等の運転を禁止する期間が3年以下の免許の取消処分等

(2) 最初の免許の取消処分等

熊本県公安委員会規則第6号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月30日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第29条の2第2項」を「第29条の2第3項」に改める。

第28条中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める。

別記様式第37号を次のように改める。

別記様式第 3 7 号 (第 4 2 条関係)

取消処分者講習受講申込書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

ⅴ () -

携帯ⅴ () -

写 真

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を申し込みます。

欠格期間満了の日	年 月 日															
取消時に取得していた免許の種類	第 一 種	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	第 二 種	大 型	中 型	普 通	大 特	牽 引
交付公安委員会	公安委員会					希 望 す る 講 習 種 類 の 車					普 通	大 自 二	普 自 二	原 付		
講 習 日	年 月 日 () ~ 月 日 ()															
講 習 場 所																
手 数 料																
備 考	次の該当する項目を○で囲むとともに、2については必要事項を記入して下さい。 1 免許の取消処分等を受けた後（免許の失効等により免許の取消処分等を受けなかつた者にあつては、当該免許の失効等の後）、無免許運転は全くしていません。 2 年 月 日頃、無免許運転をしました。															

附 則
この規則は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成26年5月30日

有明海自動車航送船組合
管理者 川崎 邦宏

有明海自動車航送船事業の平成25年度下半期（平成25年10月1日から平成26年3月31日まで）

における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 179,699 台、車両収入 399,043,880 円、同乗旅客数 211,106 人、同乗旅客収入 76,568,540 円、一般旅客数 39,130 人、一般旅客収入 15,734,990 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 10,210 台（6.0%）の増、車両収入 3,722,520 円（0.9%）の増、同乗旅客数 1,050 人（0.5%）の減、同乗旅客収入 465,830 円（0.6%）の減、一般旅客数 1,039 人（2.7%）の増、一般旅客収入 132,220 円（0.8%）の増となる。

(2) 職員数（平成26年3月31日現在）

一般職員 12 人
船舶職員 15 人
合 計 27 人

(3) 条例、規則の制定改廃**ア 条例**

廃止 ○有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例

イ 規則

なし

(4) 議会議決事項

○平成25年10月15日招集の有明海自動車航送船組合議会第2回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 平成24年度有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

第2号 有明海自動車航送船組合職員の恩給及び退職手当の特例に関する条例を廃止する条例

第3号 有明海自動車航送船組合第4次経営健全化計画改訂（案）

○平成26年3月27日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決を得た議案は次のとおりである。

第1号 有明海自動車航送船組合管理者の共同任命につき議会の同意を求めることについて

第2号 平成25年度有明海自動車航送船事業会計補正予算（第1号）

第3号 平成26年度有明海自動車航送船事業会計予算

第4号 管理者専決処分の報告並びに承認について

有明海自動車航送船使用料の改正

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

(6) 平成26年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要 別表3

別表 1

平成 25 年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

単位：円

1	営業収益			
		467,949,914		
(1)	運航収入	(986,493,542)		
		8,109,366	476,059,280	
(2)	運航雑入	(13,295,560)	(999,789,102)	
2	営業費用			
		3,781,433		
(1)	一般管理費	(5,920,260)		
		275,319,757		
(2)	運航経費	(560,568,243)		
		208,014,392	487,115,582	
(3)	運航管理費	(360,726,999)	(927,215,502)	
	営業利益			△11,056,302
				(72,573,600)
3	営業外収益			
		2,136,243		
(1)	受取利息及び配当金	(3,250,549)		
		7,109,140	9,245,383	
(2)	雑収入	(7,904,719)	(11,155,268)	
4	営業外費用			
		0		
(1)	支払利息	(0)		
		14,108	14,108	9,231,275
(2)	雑支出	(14,108)	(14,108)	(11,141,160)
	経常利益			△1,825,027
				(83,714,760)
5	特別利益			
		147,225,685	147,225,685	147,225,685
(1)	固定資産売却益	(147,225,685)	(147,225,685)	(147,225,685)
	当年度純利益			145,400,658
				(230,940,445)
	前年度繰越欠損金			604,468,085
				(604,468,085)
	当年度未処理欠損金			373,527,640
				(373,527,640)

() は決算見込み

別表2

平成25年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成26年3月31日）

単位：円

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 船 舶	3,235,694,317		
	減価償却累計額	<u>1,020,823,571</u>	2,214,870,746	
	ロ 土 地		12,163,141	
	ハ 建 物	736,894,008		
	減価償却累計額	<u>279,652,076</u>	457,241,932	
	ニ 構 築 物	225,828,370		
	減価償却累計額	<u>186,190,875</u>	39,637,495	
	ホ 備 品	32,263,488		
	減価償却累計額	<u>17,910,770</u>	14,352,718	
	ヘ 機 械 装 置	3,840,400		
	減価償却累計額	<u>3,648,380</u>	192,020	
	有形固定資産合計			2,738,458,052
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 電 話 加 入 権		757,600	
	ロ その他無形固定資産		<u>3,695,840</u>	
	無形固定資産合計			4,453,440
(3)	投 資			
	イ 出 資 金		30,000,000	
	ロ 有 価 証 券		<u>200,078,000</u>	
	投資合計			<u>230,078,000</u>
	固定資産合計			2,972,989,492
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			674,302,698
(2)	未 収 金			345,242,659
(3)	前 払 金			551,232
(4)	その他流動資産			<u>1,000,000</u>
	流動資産合計			<u>1,021,096,589</u>
	資 産 合 計			<u>3,994,086,081</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 退職給与引当金		326,652,092	
(2) 修繕準備引当金		20,999,753	
(3) 長期借入金		300,000,000	
(4) 長期前受金		1,722,911,000	
固定負債合計			2,370,562,845
4 流動負債			
(1) 未払金		91,932,114	
(2) 預り金		2,613,085	
(3) 賞与引当金		12,420,000	
(4) その他流動負債		<u>1,000,000</u>	
流動負債合計			<u>107,965,199</u>
負債合計			2,478,528,044

資 本 の 部

5 資本金			
(1) 自己資本金		1,855,650,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>0</u>		
借入資本金合計		<u>0</u>	
資本金合計			1,855,650,000
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>22,908,550</u>		
資本剰余金合計		33,435,677	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	0		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>373,527,640</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 373,527,640</u>	
剰余金合計			<u>△ 340,091,963</u>
資本合計			<u>1,515,558,037</u>
負債資本合計			<u>3,994,086,081</u>

別表3

平成26年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

(総 則)

第1条 平成26年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間航海数	12,800 回
(2) 年間輸送台数	360,000 台
(3) 年間輸送同乗旅客数	448,000 人
(4) 年間輸送一般旅客数	80,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益	1,231,694	千円
第1項 営業収益	1,060,068	千円
第2項 営業外収益	171,626	千円
	支	出
第1款 事業費	1,222,545	千円
第1項 営業費用	1,162,678	千円
第2項 営業外費用	29,867	千円
第3項 予備費	30,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額38,672千円は、過年度分損益勘定留保資金38,672千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	0	千円
	支	出
第1款 資本的支出	38,672	千円
第1項 建設改良費	8,400	千円
第2項 長期借入金償還金	27,272	千円
第3項 予備費	3,000	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	273,350 千円
(2) 交際費	400 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

熊本県公安委員会告示第 1 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 9 日熊本県公安委員会告示第 7 号の一部を次のように改正し、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 5 月 3 0 日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

2 の表中「島本 敏彦」を「佐藤 洋三」に改める。

正 誤

平成 2 6 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 3 号（熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	2 1	第 5 5 条	第 5 3 条
1	4 8	2 県央広域本部の農林部の課長は、第 7 条第 2 項の規定により本部長が農政事務所の各課の事務を指定した場合は、前項に掲げる事項のほか、第 4 6 条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。	2 県央広域本部の農林部の課長は、第 7 条第 2 項の規定により本部長が農政事務所の各課の事務を指定した場合は、前項に掲げる事項のほか、第 5 8 条において準用する第 4 6 条各号に掲げる事項で当該事務に係るものを専決するものとする。
3	4 7	県の管理する	県が管理する
7	6	(4) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の市町村等補助工事（森林及び林業に係るものに限る。）の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。	(4) 設計高 1 億円以上 2 億円未満の工事（森林及び林業に係るものに限る。）の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 1 1 号（熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	1 3	第 4 条中「検査所」を「総務課」に改め、同条第 8 号	第 4 条第 8 号

平成 2 6 年 4 月 2 5 日熊本県告示第 4 3 1 号（道路の区域変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	2 4	球磨郡五木村乙字椎葉	球磨郡五木村字椎葉
2	2 7	球磨郡五木村乙字椎葉	球磨郡五木村字椎葉